

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
分担研究報告書

感染症対応職員を対象とした研修プログラムに必要なコンピテンシーの整理

研究分担者 江角伸吾 宮城大学看護学群 准教授

研究分担者 井口理 日本赤十字看護大学 准教授

研究分担者 春山早苗 自治医科大学看護学部 教授

要旨

目的：本研究では、パンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーを明らかにすることを目的とする。

研究方法：感染症危機管理の際に想定される役割案およびパンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーについて、分担研究班および研究協力者で、2月の会議で検討をした。会議後に加筆修正をし、分担研究班にて再度検討会議を開催し、最終版とした。

結果：1. パンデミック等の感染症危機管理の際に担う役割として、1) マネジメント役割を担う者と、2) メンバー役割を担う者に分類された。2. パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーでは、「保健所職員の中でマネジメント役割を担う職員以外」と「自治体職員（市町村保健師を含む）」の2つに分けられた。コンピテンシーは大項目を「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保健所）」「B. 感染症パンデミックに対応する」「C. 全期を通じて健康危機管理に対する能力を強化する」の3つに分類した。大項目の「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保健所）」は、「1. 管感染症による住民へのリスクをアセスメントする」「2. 住民に対する感染予防策を講じる」「3. 業務量と人員数を算定し受援の判断基準設定と所内の役割分担を定める」等の9つで構成された。大項目の「B. 感染症パンデミックに対応する」は、中項目の「10. 患者・接触者への積極的疫学調査を行う」「11. クラスタ発生時の積極的疫学調査を行う」「12. 感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う」等の8つで構成された。大項目の「C. 全期を通じて健康危機管理に対する能力を強化する」は、中項目「18. 疫学的データ分析を行う」「19. 感染症健康危機対応を評価し改善する」によって構成された。

考察：本庁および保健所がパンデミック等の感染症対応のための研修を企画・実施する場合に、効果的にコンピテンシーを習得することができるよう学習目標を考察した。しかし、本研究では、実際に明らかとなったコンピテンシーを獲得するための研修をも自治体で実施し、評価することまではできていないため、今後は、実際に研修を実施したうえで、研修参加者のコンピテンシーの獲得状況の変化を評価していく必要がある。

研究協力者

央振興局・保健部長（保健所長会推薦）

佐藤 太地 日本赤十字看護大学看護学部・
助教

塚本 容子 北海道医療大学看護福祉学部・
教授

福田 昭子 山口県周南健康福祉センター保
健環境部・主幹（全国保健師長会推薦）

A. 研究目的

藤田 利枝 長崎県県央保健所・所長/長崎県県

令和4年度の研究では、1) COVID-19 対応

のために都道府県庁・保健所設置市および特別区の本庁で企画・実施された研修及び保健師等の外部研修受講の実態、2) 令和4年度に保健所で取り組まれた COVID-19 に対応するための研修の実態、3) 保健所を設置していない市町村保健師の感染症に関する研修受講の現状と研修受講のニーズを明らかにした。

これらを参考に、本研究ではパンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーを明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

1. 感染症危機管理の際に想定される役割案の検討

分担研究班および研究協力者で、パンデミック等の感染症危機管理の際に想定される役割案を考え、2月の会議で検討をした。会議後に加筆修正をし、分担研究班にて再度3月に検討会議を開催し、最終版とした。

2. パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーの検討

上記と同様に、分担研究班および研究協力者で、パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシー案および各役割を担う者に求められるコンピテンシーの段階を考え、2月の会議で検討した。会議後に加筆修正をし、再度3月に分担研究班にて検討会議を開催し、最終版を作成した。

3. 倫理的配慮

感染症危機管理の際に想定される役割案の検討およびパンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーの検討のための会議においては参加者に確認をしたうえで録音をした。

C. 結果

1. パンデミック等の感染症危機管理の際に担う役割 (表1)

1) マネジメント役割を担う者

パンデミック等の感染症危機管理の際に想定されるマネジメント役割を果たす者として、「感染症を担当する部署の技術系職員」「感染症を担当する部署の事務職員」「感染症を担当しない部署の管理職」があげられた。「感染症を担当する部署の技術系職員」が主にマネジメント役割を果たすが、「感染症を担当する部署の事務職員」「感染症を担当しない部署の管理職」においても部分的にマネジメント役割を果たす者とした。

2) メンバー役割を担う者

メンバー役割を担う者として、「感染症担当でない部署の技術系職員」「感染症担当でない部署の事務系職員」「都道府県の本庁職員(技術系・事務系とも)」「市町村保健師」とした。

2. パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシー (表2)

パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーでは、メンバー役割を担う者については、保健所内の職員とそれ以外の職員とで全庁体制・全所体制の際に保健所職員とその他組織の職員では取れる役割が異なることから、「保健所職員の中でマネジメント役割を担う職員以外」と「自治体職員(市町村保健師を含む)」の2つに分けられた。コンピテンシーは大項目を「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える(保健所)」「B. 感染症パンデミックに対応する」「C. 全期を通じて健康危機管理に対する能力を強化する」の3つに分類した。コンピテンシーの段階は、「Ⅰ. 主体的に判断してできる」「Ⅱ. 部分的ではあるが主体的に判断してできる」「Ⅲ. 指示・指導を受け実施できる」「Ⅳ. 知識として理解できる」とした。

大項目の「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える(保健所)」は、中項目の「1. 管感染症による住民へのリスクをアセスメン

表1. パンデミック等の感染症危機管理の際に想定される役割

マネジメント役割を担う者	メンバーとして役割を担う者
◎感染症を担当する部署の技術系職員	・ 感染症担当でない部署の技術系職員
○感染症を担当する部署の事務職員	・ 感染症担当でない部署の事務系職員
○感染症を担当しない部署の管理職	・ 都道府県の本庁職員（技術系・事務系とも）
	・ 市町村保健師

トする」「2. 住民に対する感染予防策を講じる」
「3. 業務量と人員数を算定し受援の判断基準
設定と所内の役割分担を定める」「4. 対策本部
の設置基準、場所、参集要員と組織図等を定める」
「5. 職員の安全と健康の管理ができるよう体制
整備する」「6. 本庁と調整し、場所・機材・
物資等を確保する」「7. 本庁と調整し、適切な
情報の管理・伝達ができる体制を構築しておく」
「8. 感染症パンデミックに備えて保健所と市
町村との協働体制を整える」「9. 感染症パンデ
ミックに備えて保健所と関係機関との協働体
制を整える」によって構成された。

大項目の「B. 感染症パンデミックに対応する」
は、中項目の「10. 患者・接触者への積極的疫
学調査を行う」「11. クラスター発生時の積極的
疫学調査を行う」「12. 感染者・濃厚接触者の健
康観察・生活支援を行う」「13. パンデミック発
生による地域のリスクを推定し対応を検討す
る」「14. 住民への感染拡大防止策を講じる」「15.
適切な情報の管理・伝達を行う」「16. 地域の適
切な医療の提供体制（検査を含む）を調整する」
「17. 移送手段の確保、入院・入所調整を行う」
によって構成された。

大項目の「C. 全期を通じて健康危機管理に対
する能力を強化する」は、中項目「18. 疫学的
データ分析を行う」「19. 感染症健康危機対応を
評価し改善する」によって構成された。

1) 職員の役割によるコンピテンシーの違い

(1) 感染症危機管理にマネジメント役割を担 う職員

感染症危機管理にマネジメント役割を担う

職員では、大項目「A. 平時から感染予防と感染
拡大防止体制を整える（保健所）」大項目「B.
感染症パンデミックに対応する」大項目「C. 全
期を通じて健康危機管理に対する能力を強化
する」の全ての中項目において求められるコン
ピテンシーの段階は「Ⅰ～Ⅱ」となった。

(2) 感染症危機管理にマネジメント役割を担 わない保健所の職員

感染症危機管理にマネジメント役割を担わ
ない保健所の職員については、大項目「A. 平時
から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保
健所）」の中項目「1. 管感染症による住民への
リスクをアセスメントする」「2. 住民に対する
感染予防策を講じる」の求められるコンピテン
シーの段階は「Ⅱ～Ⅲ」となった。その他の中
項目については、求められるコンピテンシーの
段階は「Ⅲ～Ⅳ」となった。

大項目「B. 感染症パンデミックに対応する」
の中項目「10. 患者・接触者への積極的疫学調
査を行う」「12. 感染者・濃厚接触者の健康観察・
生活支援を行う」「14. 住民への感染拡大防止策
を講じる」「15. 適切な情報の管理・伝達を行う」
については、求められるコンピテンシーの段階
は「Ⅱ～Ⅲ」となった。それ以外の中項目につ
いては、求められるコンピテンシーの段階は、
「Ⅲ～Ⅳ」となった。

大項目「C. 全期を通じて健康危機管理に対す
る能力を強化する」の中項目「18. 疫学的デー
タ分析を行う」については、求められるコンピ
テンシーの段階は「Ⅱ～Ⅲ」となった。「19. 感
染症健康危機対応を評価し改善する」について

は、求められるコンピテンシーの段階は「Ⅲ～Ⅳ」となった。

(3) 自治体職員（市町村保健師を含む）

自治体職員（市町村保健師を含む）については、保健所の職員と異なるため、担える内容は限られているため、大項目「A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保健所）」の中項目「1. 管感染症による住民へのリスクをアセスメントする」および「2. 住民に対する感染予防策を講じる」に求められるコンピテンシーの段階は、「Ⅲ～Ⅳ」となった。それ以外については、担う可能性が低いため、求められるコンピテンシーの段階を設定しなかった。

大項目「B. 感染症パンデミックに対応する」の中項目「10. 患者・接触者への積極的疫学調査を行う」「11. クラスタ発生時の積極的疫学調査を行う」「12. 感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う」「13. パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する」「14. 住民への感染拡大防止策を講じる」「15. 適切な情報の管理・伝達を行う」に求められるコンピテンシーの段階は、「Ⅲ～Ⅳ」となった。

大項目 C の中項目「18 疫学的データ分析を行う。」に求められるコンピテンシーの段階は、「Ⅲ～Ⅳ」となった。それ以外については、担う可能性が低いため、求められるコンピテンシーの段階は設定しなかった。

D. 考察

本研究では、パンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーを明らかにした。COVID-19 またはその他の健康危機に関する研修の受講機会は、本庁が企画・実施する場合、保健所で企画・実施する場合、外部を受講する場合等、複数の選択肢があることが明らかとなっている¹⁾ことから、特に本庁および保健所がパンデミック等の感染症対応のための研修を企画・実施する場合に、効果的にコンピテンシーを習得することができるよう学習目標

を考察する。

1. パンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーと学習目標

パンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーと研修テーマ、学習目標、研修内容例を表3に示す。

1) 感染症健康危機管理における法的基盤と保健所の役割

昨年度の調査結果¹⁾によると、保健所保健師全般、保健所保健師以外の技術系職員および事務系職員に共通して新興感染症等の発生に備え必要と考える研修の中に「感染症法・新型インフルエンザ特措法等の知識」および「健康危機管理についての基本的な知識」という項目があげられた。保健所を設置しない市町村保健師の平時の感染症に関する研修受講の必要性²⁾においても「健康危機管理における感染症対策の基礎」の研修の必要性があると回答した者が80%を超えており、「感染症法と公的機関の役割」も60%を超えていた。

パンデミック等の健康危機管理時には、感染症担当以外の技術系職員、事務系職員および市町村職員等が感染症対応にあたることもある。そのため、「対策本部の設置基準、場所、参集要員と組織図等を定める」という自治体に求められるコンピテンシーを獲得できるように「感染症健康危機管理に関わる法律の概要を説明することができる」「感染症健康危機管理について保健所及び保健所保健師に求められている役割が理解できる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

2) 疫学と感染症予防の基礎

昨年度の調査結果¹⁾によると、保健師全般、保健師以外の技術系職員および事務系職員が共通して新興感染症等の発生に備え必要と考える研修に「感染症対策の基礎的な知識」があげられていた。「スタンダードプリコーション

についての知識や演習」「PPE 着脱訓練」についても共通して必要な研修としてあげられていた。保健所を設置しない市町村保健師の平時の感染症に関する研修受講の必要性²⁾においても、「健康危機管理における感染症対策の基礎」の研修の必要性があると回答した者が 90%を超えていた。

以上のことから、「住民に対する感染予防策を講じる」「疫学的データ分析を行う」等の自治体に求められるコンピテンシーを獲得するために、「感染成立の 3 要因、感染対策の原理原則が理解できる」「記述疫学の「時」「場所」「人」の 3 要素について理解できる」「感染制御と感染予防の基本的な考え方が理解できる」「感染予防のため PPE 着脱の手順およびタイミングについて理解できる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

3) 感染症の疫学調査と健康観察

昨年度の調査結果¹⁾によると、保健所保健師全般、保健所保健師以外の技術系職員および事務系職員に共通して新興感染症等の発生に備え必要と考える研修の中に「積極的疫学調査の基礎知識」「積極的疫学調査の実践研修」「クラスターの早期発見と対応」があげられていた。保健所を設置しない市町村保健師の平時の感染症に関する研修受講の必要性²⁾においても、「積極的疫学調査の内容と方法」を約 60%の者が必要と回答していた²⁾。また、保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン³⁾においても、平時からの研修や訓練により、積極的疫学調査を行うことができる職員を育成しておくことや、クラスター発生施設で積極的疫学調査をすることを想定した訓練の必要性についても明記されている。

以上より、「患者・接触者への積極的疫学調査を行う」「クラスター発生時の積極的疫学調査を行う」「感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う」「移送手段の確保、入院・入所調整

を行う」という自治体に求められるコンピテンシーを獲得するために、「積極的疫学調査の目的、方法について理解できる」「感染症の積極的疫学調査ができる」「感染症が疑われる、または感染症患者の健康観察の目的、方法について理解できる」「遠隔での健康観察の留意点を考えることができる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

4) 保健所で扱う感染症発生関連事務（文書関係を含む）の知識

1 類から 4 類感染症における積極的疫学調査の実施には保健所において発生届を受理することが必要となる。また、療養期間を示す書類等の保健所において発行できる書類等の直接住民に関わる書類に関する知識が求められる。これらの知識は、パンデミック等の健康危機管理時には感染症担当の者だけが知っているのでは対応しきれないため、事務系職員だけでなく、技術系職員を含めて求められるものとする。

以上から、「保健所で扱う感染症発生関連事務（文書関係を含む）の知識」という自治体に求められるコンピテンシーを獲得するために、「保健所で扱う感染症発生時の事務書類の概要が理解できる」という学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

5) 感染症健康危機発生時のマネジメントに関わる知識

昨年度の調査結果¹⁾によると、保健所保健師全般、保健所保健師以外の技術系職員および事務系職員に共通して新興感染症等の発生に備え必要と考える研修の中に「受援体制」「健康危機を想定した実践訓練」という項目があげられた。また、保健師以外の技術系職員および事務系職員が新興感染症等の発生に備え必要と考える研修に共通して、「健康危機発生時の組織体制」「組織横断的な総合マネジメント」「BCM・

BCP 訓練」という項目があげられた。さらに、全国保健所長会が公表した健康危機管理の体制整備に関する提言⁴⁾の中には、「危機事象発生の際には、初期対応が可能な組織体制を構築する」「受援及び支援を想定した対応訓練や研修を継続する」という項目が含まれているだけでなく、保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン³⁾においても、感染状況に応じた体制について記載されている。

以上のことから、「本庁と調整し、場所・機材・物資等を確保する」「本庁と調整し、適切な情報の管理・伝達ができる体制を構築しておく」「パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する」「適切な情報の管理・伝達を行う」等のという自治体職員に求められるコンピテンシーを獲得するために、「健康危機発生時の組織体制関連の原則について理解できる」「受援をする際に求められるハード面・ソフト面の体制整備の原則について理解できる」「全庁体制・全所体制でのマネジメント役割に求められる内容が理解できる」「応援者に対するオリエンテーションを実施できる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

6) 感染症健康危機発生時に職員全体を守るための労務管理とメンタルヘルス

鶴田ら⁵⁾が実施した「COVID-19 感染拡大における保健所保健師のメンタルヘルスに関する調査」によると、【今後の見通しがたたない】【理不尽な状況下での勤務を強いられる】【COVID-19 対応の体制整備が不十分】【保健師の扱いが努力に見合わない】【心身のバランスが保てない】【保健師として働く意欲が低下している】等の保健所保健師が経験した困難が明らかとなっており、パンデミック等の健康危機が発生した際に、保健所保健師をはじめとする対応する職員全てに大きな負荷が掛かると推測できる。また、昨年度の調査結果¹⁾では、保健師全般が新興感染症等の発生に備え必要

と考える研修に「メンタルヘルス」があげられただけでなく、全国保健所長会が公表した健康危機管理の体制整備に関する提言⁴⁾においても、職員の心身の健康管理と持続可能な業務体制を構築することが掲げられていることから、必要性が示唆されていると考える。

また、昨年度の調査では、保健師以外の技術系職員および事務系職員が新興感染症等の発生に備え必要と考える研修にはあがってこなかったが、健康危機発生時の心身の負荷については、保健師以外の技術系職員、事務系職員等の関わる全ての職員に共通していることと考えられる。保健所における健康危機対処計画（感染症編）ガイドライン³⁾では、平時における職員の安全管理・健康管理について記載されているだけでなく、【海外や国内で新たな感染症等が発生した時（発生の公表前）】【流行初期（発生の公表から 1 ケ月間）】【流行初期以降】【感染が収まった時期】の感染状況に分けて健康危機対処計画に明記するよう記載されている。

以上から、技術系職員、事務系職員に関わらず、「業務量と人員数を算定し受援の判断基準設定と所内の役割分担を定める」「職員の安全と健康の管理ができるよう体制整備する」というコンピテンシーを獲得するすために、「感染症健康危機発生時の労務管理の必要性について理解できる」「感染症健康危機発生時に職員のメンタルヘルスを維持するための仕組み・活用方法が理解できる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

7) 平時からの感染症健康危機発生防止のための管内施設との連携

昨年度の調査結果¹⁾によると、保健師全般・保健師以外の技術系職員・事務系職員に共通して、新興感染症等の発生に備え必要と考える研修として「平時から地域保健活動の必要性について」があげられた。また、雨宮ら⁶⁾は、平時

からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例を報告している。それだけでなく、全国保健所長会の公表した健康危機管理の体制整備に関する提言⁴⁾においても、「平常時から地域をつなぐ関係機関のネットワークを構築する」があげられている。

以上から、「管感染症による住民へのリスクをアセスメントする」「住民と施設への感染予防策を講じる」「感染症パンデミックに備えて市町村との協働体制を整える」「感染症パンデミックに備えて関係機関の協働体制を整える」というコンピテンシーを獲得するすために、「平時から感染症健康危機発生防止するための管内施設との連携内容の基本が理解できる」「健康危機発生時の管内施設でクラスターが発生した際の対応の基本が理解できる」「健康危機発生時の管内施設でクラスターが発生した際の対応方法が実施できる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

8) 健康危機発生時に重要なリスクコミュニケーションの知識

昨年度の調査結果¹⁾によると、保健師全般・保健師以外の技術系職員・事務系職員に共通して、新興感染症等の発生に備え必要と考える研修として、「リスクコミュニケーション」があげられた。白井ら⁷⁾は、保健所の危機管理マネジメント等の課題の1つとして、リスクコミュニケーションをあげているが、リスクコミュニケーションを可能とするには、先にあげている平時からの関係機関との連携の重要性も強調している。保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン³⁾においては、平時からのトレーニングの必要性が記載されている。

以上から、「パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する」「住民への感染拡大防止策を講じる」「適切な情報の管理・伝達を行う」というコンピテンシーを獲得するす

ために、「健康危機発生時にどのような対象にどのような情報をどうやってお互いに交換していくべきか基本が理解できる」「健康危機発生時にいつ・誰に・どうやって・どのような情報を提供すべきか考えることができる」「行政における具体的な事例について知ることができる」等の学習目標を設定した研修内容が求められると考える。

2. 研究の限界と今後の必要性

本研究においては、パンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーを明らかにした。一方で、実際に自治体で明らかとなったコンピテンシーを獲得するための研修をも実施し、評価することまではできていない。今後は、実際に研修を実施したうえで、研修参加者のコンピテンシーの獲得状況の変化を評価していく必要がある。

E. 結論

パンデミック等の感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシーは、大項目の

A. 平時から感染予防と感染拡大防止体制を整える（保健所）は、

1. 管感染症による住民へのリスクをアセスメントする
2. 住民に対する感染予防策を講じる
3. 業務量と人員数を算定し受援の判断基準設定と所内の役割分担を定める
4. 対策本部の設置基準、場所、参集要員と組織図等を定める
5. 職員の安全と健康の管理ができるよう体制整備する
6. 本庁と調整し、場所・機材・物資等を確保する
7. 本庁と調整し、適切な情報の管理・伝達ができる体制を構築しておく
8. 感染症パンデミックに備えて保健所と市町村との協働体制を整える

9. 感染症パンデミックに備えて保健所と関係機関との協働体制を整える、の9つで構成された。

大項目の「B. 感染症パンデミックに対応するは、

10. 患者・接触者への積極的疫学調査を行う
11. クラスター発生時の積極的疫学調査を行う
12. 感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う
13. パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する
14. 住民への感染拡大防止策を講じる
15. 適切な情報の管理・伝達を行う
16. 地域の適切な医療の提供体制（検査を含む）を調整する
17. 移送手段の確保、入院・入所調整を行う、の8つで構成された。

大項目のC. 全期を通じて健康危機管理に対する能力を強化するは、

18. 疫学的データ分析を行う
19. 感染症健康危機対応を評価し改善する、の2つで構成された。

本研究では、明らかとなったコンピテンシーを獲得するための研修を実際に自治体で実施し、評価することまではできていないため、今後は、実際に研修を実施したうえで、研修参加者のコンピテンシーの獲得状況の変化を評価していく必要がある。

F. 健康危機情報

該当なし

G. 研究発表

1. 井口理，佐藤太地，福田昭子，江角伸吾，雨宮有子，鈴木秀洋，塚本容子，尾島俊之，春山早苗：感染症対応に関わる研修の実態1 保健所を設置しない市町村保健師. 第12回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 208, 2024.
2. 江角伸吾，福田昭子，井口理，雨宮有子，

鈴木秀洋，尾島俊之，島田裕子，塚本容子，春山早苗：感染症対応に関わる研修の実態2 都道府県庁及び保健所で実施されたCOVID-19関連の研修. 第12回日本公衆衛生看護学会学術集会抄録集, 209, 2024.

3. Shingo Esumi, Aya Iguchi, Yuko Amamiya, Hidehiro Suzuki, Toshiyuki Ojima, Sanae Haruyama: Training for Human Resources Mobilized at Public Health Centers to Address Surge Capacity During the COVID-19 Pandemic in Japan. 27th East Asian Forum of Nursing Scholars (EAFONS 2024) Abstract No. 187, 2024.

H. 知的所有権の取得状況

該当なし

文献

1. 江角伸吾，春山早苗：都道府県及び保健所設置市・特別区本庁並びに保健所におけるCOVID-19関連研修の実施及び受講の機会. 令和4年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）分担研究報告書, 2023.
2. 井口理，保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関わる研修の実態. 令和4年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）分担研究報告書, 2023.
3. 厚生労働省健康局健康課：保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン 保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン. 2023. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001190044.pdf>（アクセス日2024年4月5日.）
4. 全国保健所長会：健康危機管理の体制整備に関する提言. 2021. <https://www.phcd.jp/02/sengen/pdf/20211220.pdf>（アクセス日2024年4月5日.）
5. 鶴田華恋，鳩野洋子：COVID-19対応の中で

保健所保健師が直面した困難－「COVID-19 感染拡大下における保健所保健師のメンタルヘルスに関する調査」－. 日本職業・災害医学会誌, 71 (6), 212－223. 2023.

6. 雨宮有子, 鈴木秀洋: 平時からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例. 令和 4 年度厚生労働科学研究費補助金 (健康安全・危機管理対策総合研究事業) 分担研究報告書, 2023.

表2. パンデミック等感染症対応において自治体職員に求められるコンピテンシー

大項目	中項目	コンピテンシーの段階			
		感染症危機管理 に マネジメント役 割を担う職員	左記以外の 保健所職員	自治体職員 (市町村保健師 を含む)	
A. 平時から感染予防と拡大防止体制を整える（保健所）					
	1 管感染症による住民へのリスクをアセスメントする	I ～ II	II ～ III	III ～ IV	
	2 住民に対する感染予防策を講じる	I ～ II	II ～ III	III ～ IV	
	3 業務量と人員数を算定し支援の判断基準設定と所内の役割分担を定める	I ～ II	III ～ IV		
	4 対策本部の設置基準、場所、参集要員と組織図等を定める	I ～ II	III ～ IV		
	5 職員の安全と健康の管理ができるよう体制整備する	I ～ II	III ～ IV		
	6 本庁と調整し、場所・機材・物資等を確保する	I ～ II	III ～ IV		
	7 本庁と調整し、適切な情報の管理・伝達ができる体制を構築しておく	I ～ II	III ～ IV		
	8 感染症パンデミックに備えて保健所と市町村との協働体制を整える	I ～ II	III ～ IV		
	9 感染症パンデミックに備えて保健所と関係機関との協働体制を整える	I ～ II	III ～ IV		
B. 感染症パンデミックに対応する					
	10 患者・接触者への積極的疫学調査を行う	I ～ II	II ～ III		III ～ IV
	11 クラスター発生時の積極的疫学調査を行う	I ～ II	III ～ IV	III ～ IV	
	12 感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う	I ～ II	II ～ III	III ～ IV	
	13 パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する	I ～ II	III ～ IV	III ～ IV	
	14 住民への感染拡大防止策を講じる	I ～ II	II ～ III	III ～ IV	
	15 適切な情報の管理・伝達を行う	I ～ II	II ～ III	III ～ IV	
	16 地域の適切な医療の提供体制（検査を含む）を調整する	I ～ II	III ～ IV		
	17 移送手段の確保、入院・入所調整を行う	I ～ II	III ～ IV		
C. 全期を通じて健康危機管理に関する能力を強化する					
	18 疫学的データ分析を行う	I ～ II	II ～ III	III ～ IV	
	19 感染症健康危機対応を評価し改善する	I ～ II	III ～ IV		

段階	I. 主体的に判断してできる
	II. 部分的ではあるが主体的に判断してできる
	III. 指示・指導を受け実施できる
	IV. 知識として理解できる

表3. 自治体職員に求められるコンピテンシーに対応する研修テーマ・学習目標・研修内容例

	研修テーマ	自治体職員に求められるコンピテンシー	学習目標	研修内容例
1	感染症健康危機管理における法的基盤と保健所の役割	4. 対策本部の設置基準、場所、参集要員と組織図等を定める	・感染症健康危機管理に関わる法律の概要を説明することができる ・感染症健康危機管理について保健所及び保健所保健師に求められている役割が理解できる	感染症法（インフルエンザ特措法） 災害関連法 保健師活動指針
2	疫学と感染症予防の基礎	2. 住民に対する感染予防策を講じる 18. 疫学的データ分析を行う 17. 移送手段の確保、入院・入所調整を行う	・感染成立の3要因、感染対策の原理原則が理解できる ・記述疫学の「時」「場所」「人」の3要素について理解できる ・感染制御と感染予防の基本的な考え方が理解できる ・感染予防のためPPE着脱の手順およびタイミングについて理解できる	疫学の基礎 感染の成立と発病 スタンダードプリコーション PPE着脱の手順とタイミング 予防接種（ワクチン）の種類と留意点
3	感染症の疫学調査と健康観察	10. 患者・接触者への積極的疫学調査を行う 11. クラスタ発生時の積極的疫学調査を行う 12. 感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う 17. 移送手段の確保、入院・入所調整を行う	・積極的疫学調査の目的、方法について理解できる ・感染症の積極的疫学調査ができる ・感染症が疑われる、または感染症患者の健康観察の目的、方法について理解できる ・遠隔での健康観察の留意点を考えることができる	積極的疫学調査の基礎 健康観察の基礎 積極的疫学調査・健康観察の実際
4	保健所で扱う感染症発生関連事務（文書関係を含む）の知識	2. 住民に対する感染予防策を講じる 10. 患者・接触者への積極的疫学調査を行う 11. クラスタ発生時の積極的疫学調査を行う 12. 感染者・濃厚接触者の健康観察・生活支援を行う	・保健所で扱う感染症発生時の事務書類の概要が理解できる	発生届 行動制限と解除 り患通知・濃厚接触者証明 所在保健所への依頼・結果報告
6	感染症健康危機発生時のマネジメントに関わる知識	6. 本庁と調整し、場所・機材・物資等を確保する 7. 本庁と調整し、適切な情報の管理・伝達ができる体制を構築しておく 13. パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する 15. 適切な情報の管理・伝達を行う 16. 地域の適切な医療の提供体制（検査を含む）を調整する 17. 移送手段の確保、入院・入所調整を行う	・健康危機発生時の組織体制関連の原則について理解できる ・受援をする際に求められるハード面・ソフト面の体制整備の原則について理解できる ・全庁体制・全所体制でのマネジメント役割に求められる内容が理解できる ・応援者に対するオリエンテーションを実施できる	CSCA（TTT）（HHH） リーダーシップとメンバーシップ 本庁と保健所の連携体制 組織的対応の心構え 組織内の情報共有 外部から人を入れる際の受援体制 応援者のオリエンテーション
7	感染症健康危機発生時に職員全体を守るための労務管理とメンタルヘルス	3. 業務量と人員数を算定し受援の判断基準設定と所内の役割分担を定める 5. 職員の安全と健康の管理ができるよう体制整備する	・感染症健康危機発生時の労務管理の必要性について理解できる ・感染症健康危機発生時に職員のメンタルヘルスを維持するための仕組み・活用方法が理解できる	残業時間の把握と管理 健康危機発生時の職員のメンタルヘルス不調の内容と発生予防 産業医面談の活用 表現しやすい職場づくり
8	平時からの感染症健康危機発生防止のための管内施設との連携	1. 管感染症による住民へのリスクをアセスメントする 2. 住民と施設への感染予防策を講じる 8. 感染症パンデミックに備えて市町村との協働体制を整える 9. 感染症パンデミックに備えて関係機関の協働体制を整える 11. クラスタ発生時の積極的疫学調査を行う 18. 感染症健康危機対応を評価し改善する	・平時から感染症健康危機発生防止するための管内施設との連携内容の基本が理解できる ・健康危機発生時の管内施設でクラスターが発生した際の対応の基本が理解できる ・健康危機発生時の管内施設でクラスターが発生した際の対応方法が実施できる	管轄地域の保健医療福祉資源の活用 平時からの管内施設へのクラスター対策 危機発生時の管内施設へのクラスター対策 困難事例の事例検討
9	健康危機発生時に重要なリスクコミュニケーションの知識	10. パンデミック発生による地域のリスクを推定し対応を検討する 14. 住民への感染拡大防止策を講じる 15. 適切な情報の管理・伝達を行う	・健康危機発生時にどのような対象にどのような情報をどうやってお互いに交換していくべきか基本が理解できる ・健康危機発生時にいつ・誰に・どうやって・どのような情報を提供すべきか考えることができる ・行政における具体的な事例について知ることができる	議会対応・プレス対応・広報活動の留意点 一般電話相談への対応 健康危機発生時に実際に起こったコミュニケーションエラーとその対策